

栃木県水産振興計画（2期計画）



令和3年4月
栃木県農政部

栃木県水産振興計画（2期計画） 目次

第1章	策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	役割	1
3	期間	1
第2章	「栃木の水産」をとりまく状況	
1	社会情勢の変化	2
2	「栃木の水産」の現状と課題	5
第3章	「栃木の水産」が目指す方向性	17
第4章	実現に向けた具体的な施策	
1	水産資源が豊富な漁場づくり	18
2	賑わいのある漁場の回復	19
3	養殖魚のブランド力の向上と生産コストの低減	19
4	水域生態系の保全	20
5	漁協等の経営基盤の強化	21
6	原子力災害への対応	22
第5章	施策の展開に当たって	
1	栃木県内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整	23
2	試験研究の推進と技術の普及	23
3	市町や関係機関との連携	23
4	情報の発信	23

第 1 章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川、中禅寺湖などの河川・湖沼に数多くの魚類が生息し、古くから漁業や釣りが盛んに行われてきました。

また、アユやマス類の養殖漁業が県内各地で営まれ、地域の特色ある食材として観光地に提供されるなど、地域の産業とともに発展してきました。

本県漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全を通じて、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を県民に提供するなど、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しています。

一方で、カワウやコクチバスなどによる食害、冷水病などの疾病の発生、河川形状の変化等による漁場環境の悪化、少子高齢化の進行による漁業協同組合（以下「漁協」という。）や養殖漁業の担い手不足及び福島第一原子力発電所事故の影響などにより、漁獲量や養殖生産量は減少し、水産物の安定的な供給や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

本県漁業が盛んな地域は、漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、本県漁業の生産体制の脆弱化は、中山間地域の社会の活力の低下にもつながります。

このため、県は、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）に基づき国が定めた基本的な方針を踏まえ、これまでの「栃木県水産振興計画」を発展させ、本県の水産資源の維持・増殖、利活用の促進、漁場環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を策定します。

2 役割

この「栃木県水産振興計画（2期計画）」は、県、漁業団体、養殖生産者、関係機関等がその方向性や目標を共有するとともに、その実現に向けた指針とするものであり、法第 10 条の規定に基づく県計画として位置づけるものです。

3 期間

令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、令和 7 年度を目標年度とします。

第2章 「栃木の水産」をとりまく状況

1 社会情勢の変化

(1) 経済情勢の変化

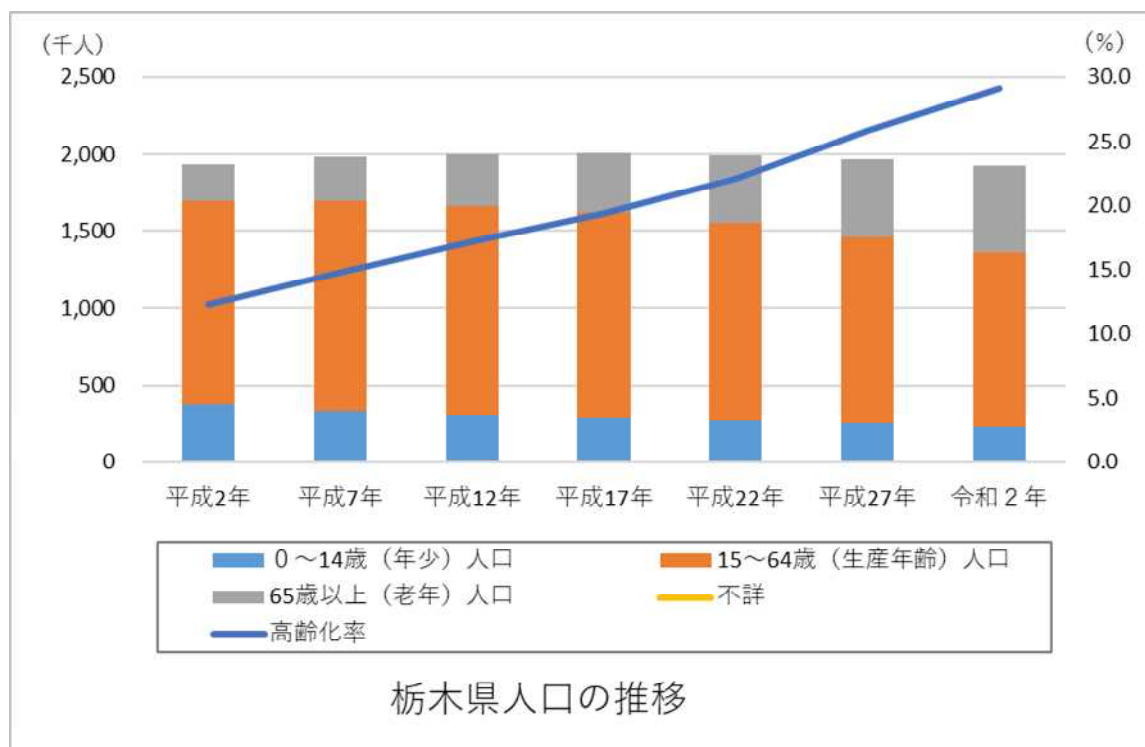
我が国の経済は、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復してきました。令和元年10月に実施された消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないようにとの観点から、軽減税率制度などが実施されています。

本県の経済情勢についても、令和元年東日本台風の影響等が残るものの緩やかに回復しつつあり、着実な景気回復へ向かうことが期待されていましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生し、国内においても全国への緊急事態宣言の発令による外出自粛要請等の影響により経済活動が抑制されるなど、経済情勢は極めて厳しい状況となっています。

本県水産業においても、コロナ禍の中で、解禁日以降の遊漁者の動向を見極めることができず、漁協においては河川への放流量を大幅に減らす動きが見られ、養殖生産業においても、県内観光地への来訪者の大幅な減少により、主に観光地向けに出荷されているアユやプレミアムヤシオマスなどの県産水産物の出荷量が大幅に落ち込むなど、深刻な影響を受けています。

(2) 人口減少・少子高齢化

本県の人口は、平成17年の約201万8千人をピークに減少に転じ、令和2年には約193万2千人となっています。令和2年の高齢化率は29.1%まで上昇しており、人口減少・少子高齢化を踏まえた今後の地域社会のあり方が課題となっています。



こうした中、本県水産業においても、各漁協が漁協の組合員について整理を行った影響が大きいものの、漁協の組合員数が平成27年度から令和元年度にかけて約2万9千人減少するとともに、釣りを楽しむ遊漁者も高齢化が進行しています。

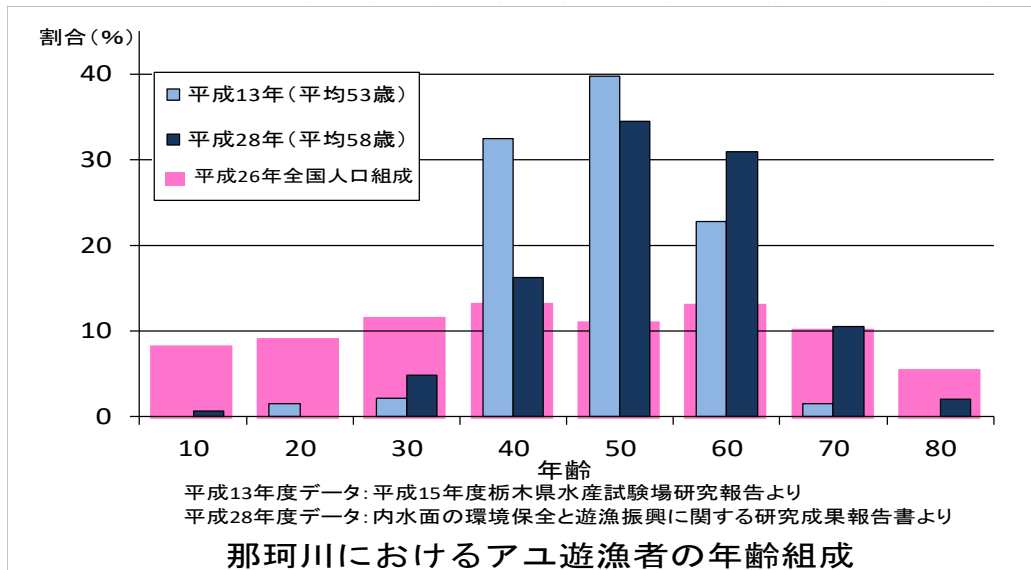
水産業協同組合の年度別概要

	組 合 数					組 合 員 数 (人)				
	H27	28	29	30	R1	H27	28	29	30	R1
総 計	25	25	24	24	23	80,254 (20,551)	78,875 (20,512)	76,467 (25,627)	59,380 (22,022)	51,374 (19,178)
単 河川湖沼	22	22	21	21	20	80,201 (20,551)	78,822 (20,512)	76,416 (25,627)	59,331 (22,022)	51,326 (19,178)
	業 種 別	1	1	1	1	1	26	26	24	22
等 小 計	23	23	22	22	21	80,227 (20,551)	78,848 (20,512)	76,440 (25,627)	59,353 (22,022)	51,348 (19,178)

農村振興課調べ

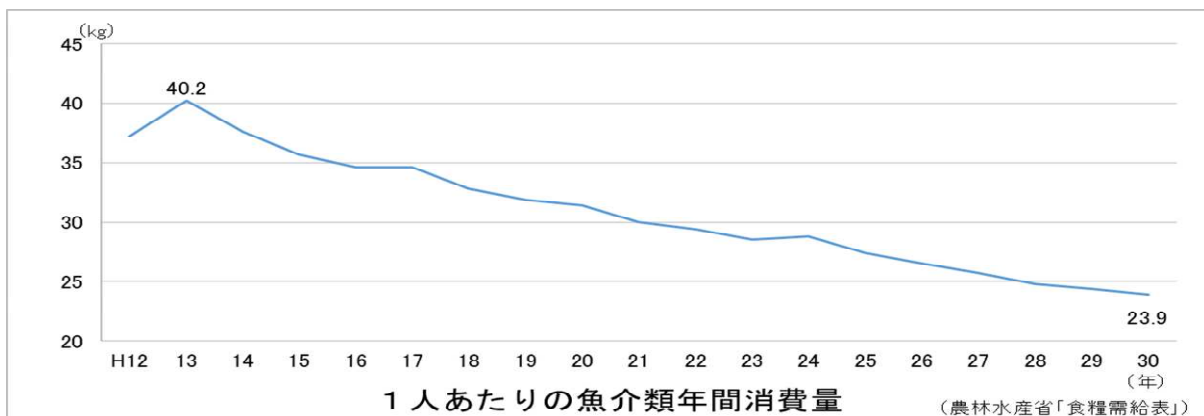
注1 数値は、決算時点のもの。

注2 組合員数欄中 () 内数は、准組合員である。



(3) 消費動向

国民一人あたりの魚介類（海産物を含む）の消費量は、平成13年の40.2 kg/年をピークに平成30年は23.9 kg/年と年々減少しています。



(4) 新たなビジネスチャンスと期待

国は、令和2年5月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い出荷量が減少した国産水産物について今後も生産・供給体制が維持されるよう、緊急対策として補正予算を編成しました。

県は国の補正予算を活用し、これまで主に観光地向けに出荷され、一般家庭や学校給食で食べられることの少なかった県産水産物への理解や関心を深める食育の推進とともに、県産水産物の生産・供給体制を維持することを目的として、9月から2月にかけて、アユやプレミアムヤシオマス我希望する県内小中学校等の学校給食に無償提供（県産水産物給食推進事業）を行いました。この取組により、多くの小中学校等の児童や生徒が学校給食として県産水産物を食べたことから、今後は県民にとってより身近な食材となることが期待されます。

今回、子どもたちの心の中に芽生えた県産水産物に対する興味や関心をしっかりと守り育て、大きくしていかなければなりません。

また、令和2年10月からの本格実施後、感染拡大により一時中断されていますが、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた Go to トラベルキャンペーンにより、本県への観光客数のV字回復が期待されます。特にプレミアムヤシオマスは、JR東日本が運行する高級リゾート列車 TRAIN SUITE 四季島車内で提供されるなど、高級食材としてのブランド化の定着も期待されています。

その他にも、1年延期された東京オリンピック・パラリンピックやいちご一会とちぎ国体の開催、フードバレーとちぎ、6次産業化、ブランド化等の新たなビジネスチャンスを最大限に生かすとともに、様々な関係者が連携し、魅力を高め、発信していくことが重要です。



栃木第三小学校で提供された学校給食（プレミアムヤシオマスの浜漬け焼き）

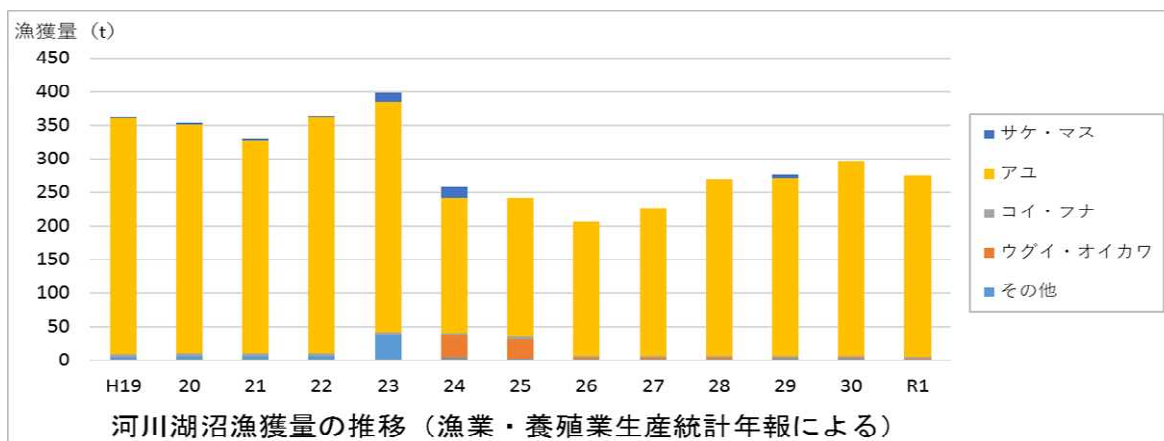
2 「栃木の水産」の現状と課題

(1) 河川湖沼漁業・水産資源・漁場環境

① 河川湖沼漁業の漁獲量（※）

本県の河川・湖沼には26件の第5種共同漁業権が免許され、アユやマス類、ウグイやオイカワなどが採捕されています。令和元年の漁獲量はアユ 270 t（全国3位）、ウグイ・オイカワ 2 t（全国8位）と漁獲量の98%をアユが占めています。漁獲量は、放射性物質による出荷制限等が指示された平成24年に大きく減少し、その後も以前の水準には戻っていません。

（※）漁獲量：販売を目的とする採捕量をいう。なお、遊漁で採捕される水産物の大半は自家消費されているが、漁獲量には含まれない。



河川湖沼漁業の主要魚種別漁獲量 {漁業・養殖業生産統計年報による} (令和元年)

魚種	本県漁獲量	全国漁獲量	全国順位	上位都道府県				
				1	2	3	4	5
アユ	270	2,051	3	1 神奈川県	2 茨城県	3 栃木県	4 岐阜県	5 愛媛県
ウグイ・オイカワ	2	163	8	1 青森県	2 神奈川県	3 熊本県	4 福岡県	4 大分県
コイ	3	175	8	1 青森県	2 新潟県	3 茨城県	4 岡山県	5 福岡県 大分県
総計※	275	21,987	10	1 北海道	2 島根県	3 青森県	4 茨城県	5 新潟県

※上記以外の漁獲物も含む

※漁獲量:販売を目的とする採捕量の集計

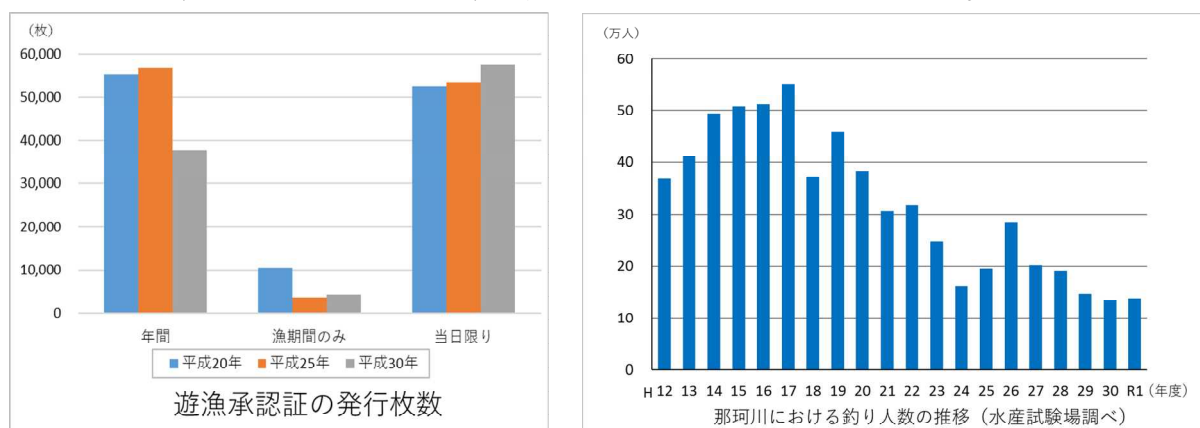
河川湖沼漁業は、釣り、投網、やな漁などの漁法が行われています。このうち、県内に多数存在する「観光やな」は、令和元年には、推計 280 千人が利用しており、地域の観光資源としての役割も有しています。



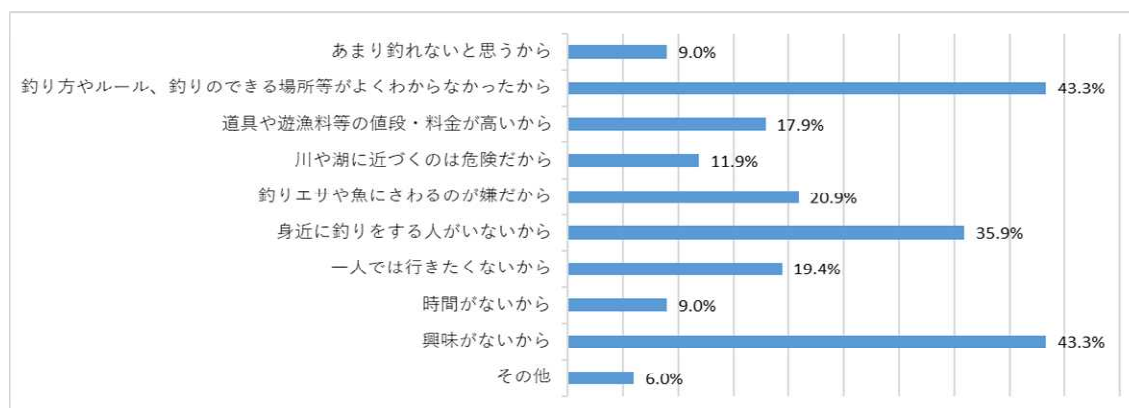
② 漁場の利用状況

河川・湖沼における遊漁では、県内各漁協において、年間約 99 千枚の遊漁承認証が発行されています（2018 年漁業センサス）。中でも年間券と期間券の発行枚数はそれぞれ全国 3 位となっており、栃木県の河川・湖沼は全国屈指の漁場となっています。

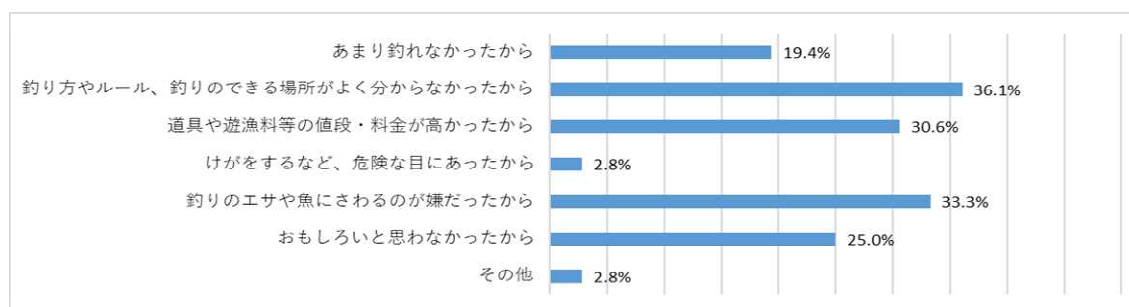
しかし、遊漁券の発行枚数は漸減傾向にあり（2013 年漁業センサス：年間約 114 千枚→2018 年：99 千枚）、遊漁者数は減少しています。



県民の釣りに関するアンケート調査（R2 実施）では、川や湖で釣りをしたことがない理由やまた釣りをしてみたいと思わない理由として、「釣り方やルール、釣りのできる場所が良くわからなかった」「道具や遊漁料等の値段・料金が上がった」などが上位でした。



川や湖で釣りをしたことがない理由（複数回答）



また釣りをしてみたいと思わない理由（複数回答）

遊漁者による消費活動は、地域の活性化にも貢献しており、誘客が重要です。漁協では、遊漁者の新規獲得に向け、栃木県内水面漁業振興基金を活用し、インストラクターによる釣り教室の開催や釣り具のレンタルなどの取組を行っているところもあります。また、女性の遊漁料の半額化、中学生以下の遊漁料の無料化なども実施されています。

近年、溪流釣りや河川中流域・湖沼でのルアー釣りは若い遊漁者に人気があり、遊漁者の新規獲得の一つのツールとして期待されています。

遊漁者については、他県への流出に加え、少子高齢化の進行やレジャーの多様化に伴う減少もあり、若者や女性の新規参入など、いかに遊漁者を増やしていくかが求められています。

また、アユの漁期以外の期間では、利用者数が大きく減少する河川漁場が多いことから、年間を通じた賑わいのある漁場の回復が課題となっています。

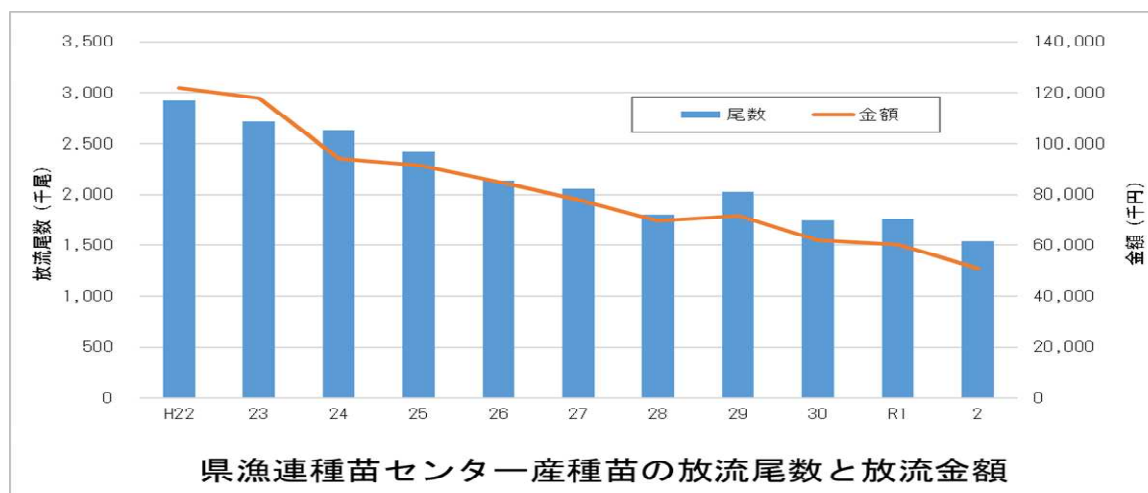


③ 放流の状況

漁協は、漁業法に基づき、河川・湖沼への魚類の産卵場造成や種苗放流などの増殖事業を行っています。これは、海面と比べて内水面は資源量が限られており、増殖・放流を行わなければ成り立たないためです。

漁協の増殖事業経費は、漁業料や遊漁料収入が主な原資となっていますが、組合員や遊漁者の減少による収入減により、放流量は年々減少しています。

河川への放流量が減ると、釣果の低下などから本県を訪れる遊漁者が減少し、さらなる漁協収入の減少につながる悪循環（負のスパイラル）に陥ることとなります。

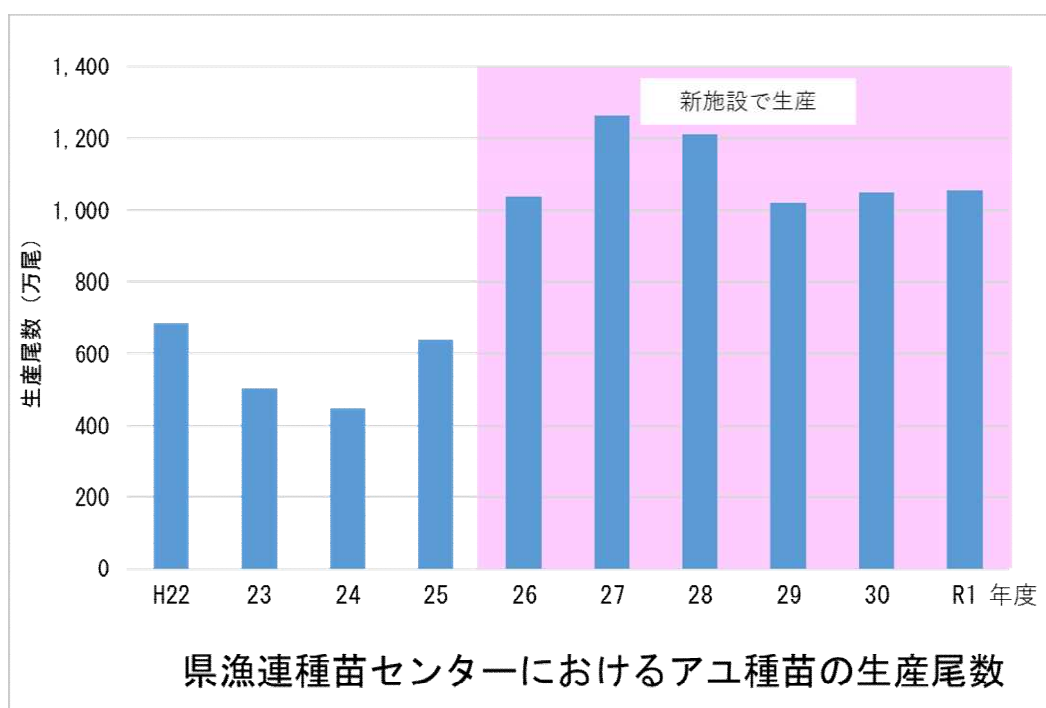


④ 県産アユ種苗の生産

県内のアユ放流種苗は、栃木県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）種苗センターが生産し、会員漁協へ安定供給する役割を担っています。平成26年2月、種苗センターは規模を拡大し、下野市に移転整備されました。

新施設では、旧施設での生産尾数 500～700 万尾を上回る 1,000 万尾の生産供給が可能となりました。

しかし、各漁協の放流量が年々減少するなど、需要量と供給可能量が大きく乖離しています。



県漁連種苗センター

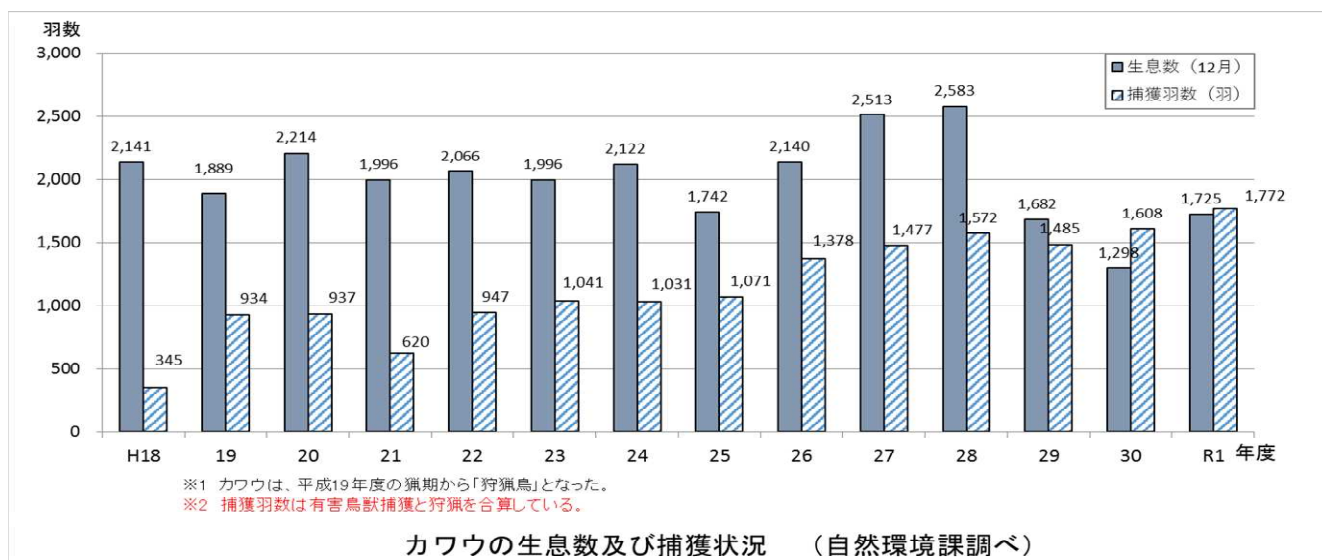


生産されたアユ種苗

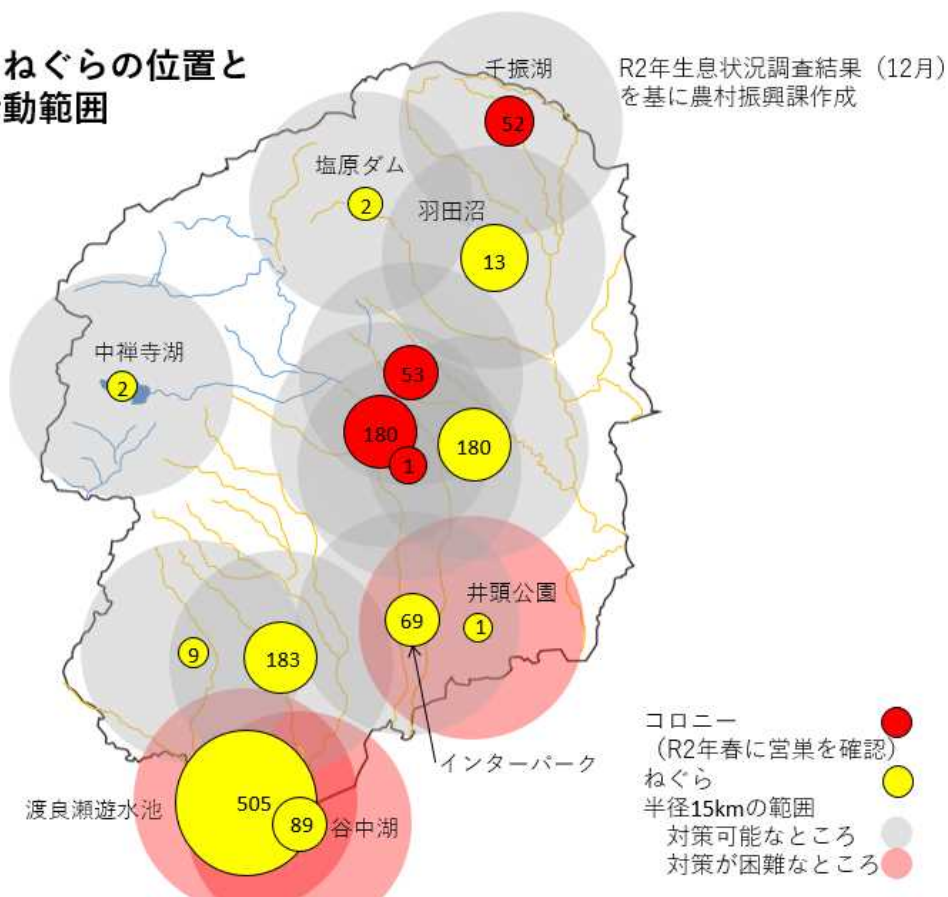
⑤ カワウ、コクチバスによる被害

各地でカワウによる水産資源の食害が問題となっています。県内では毎年、漁協が約 1,500 羽程度の駆除を行っています。それでも 1,000 羽以上の生息が確認されています。

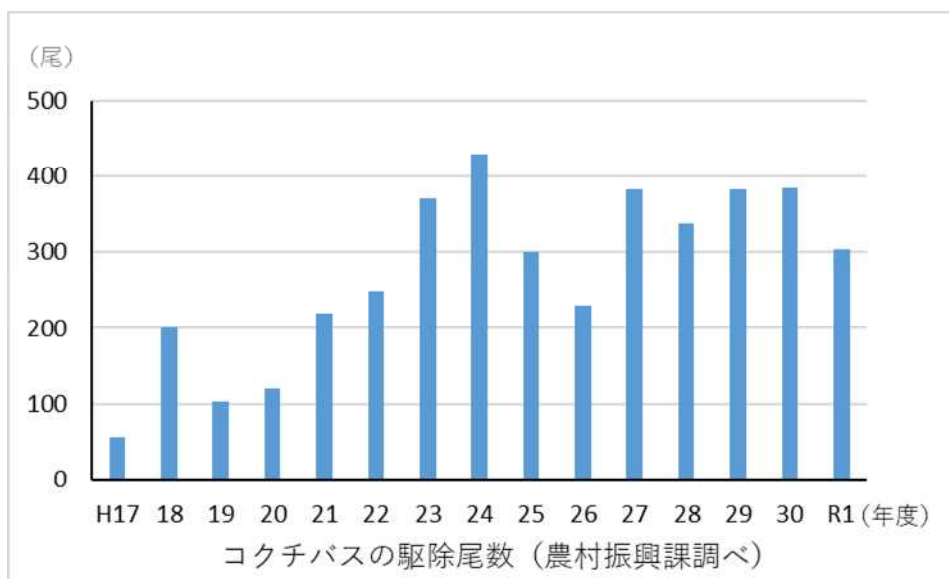
カワウによる捕食額は、平成 29 年度で 3 億 3,500 万円（うちアユ 6,500 万円）と推計されています。



コロニー・ねぐらの位置とカワウの行動範囲



特定外来生物に指定されているコクチバスは魚食性が強く、アユをはじめとする水産資源の食害が確認されています。現在では、県内の河川の全域に生息域を拡大しており、その対策が喫緊の課題となっています。



○ アメリカミンクによる被害の懸念

2018年度以降、那珂川流域北部において特定外来生物アメリカミンクの生息が確認されています。今後、個体数の増加等が起きれば、水産資源の食害の恐れがあります。



アメリカミンク
(那珂川町小口)

⑥ 漁場における疾病の発生

アユ漁場では、冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症が発生し、へい死による資源量の減少や罹患したアユの活性低下による不漁が問題となっています。

コイでは、致死率の高いコイヘルペスウイルス病の発生が問題となっており、本県においても平成15年度に初めて確認されて以来、これまでに28件の発病が確認されています。

⑦ 漁場環境・水域生態系の変化

河川・湖沼の水質は、環境基準の遵守に向けた啓発や監視態勢の強化により概ね良好な状況が保たれています。

魚類の生息域を分断し、アユ、サケ等を始めとする魚介類の遡上や降河などの移動を阻害する堰堤等の河川横断施設については、魚道の新設や古い魚道の機能回復による縦断的な生息環境保全につながる改修が順次進められています。

また、農業用水路等においても生態系に配慮した工法等（※）が取り入れられ、繁殖・生育の場として、魚類の棲みやすい水域環境づくりが進められています。

ミヤコタナゴは国内希少野生動植物種及び国の天然記念物にも指定されており、その生息地は本県と千葉県のごく限られた水域のみとなっていることから、生息区域における水域環境の負荷を回避・軽減することが重要であり、関係機関と地域住民による生息環境改善の努力が続けられています。

（※）生態系配慮工法：当該地域の生物多様性を守るため、生態系の保全に努め、環境への影響を最小限に抑えながら、魚の生息や移動を手助けできる簡易魚道の設置やワンド等の造成などの工法を施すこと。

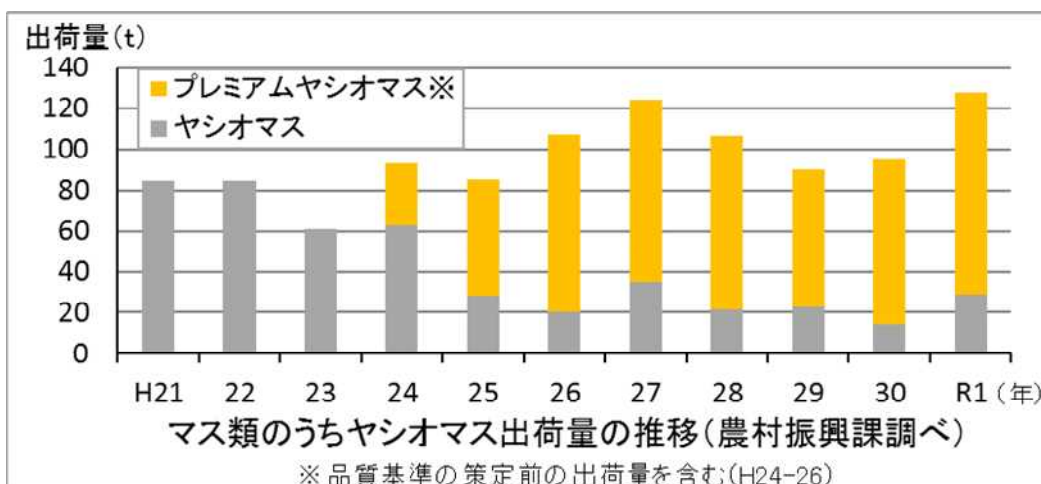
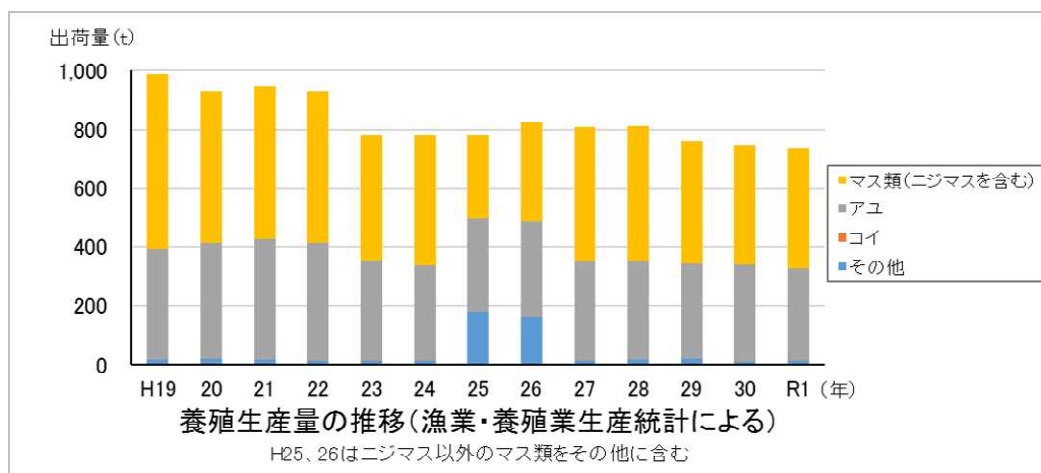
(2) 養殖漁業

① 養殖生産

本県の養殖業では主にアユやマス類が生産され、令和元年の生産量はアユ 310 t (全国 4 位)、ニジマス 284 t (全国 5 位) と全国上位に位置しています。

地域特産魚として生産拡大に取り組んでいる「ヤシオマス」の令和元年の出荷量は食用 115 t (前年 82 t)、釣り堀用 13 t (前年 11 t) でした。

養殖生産量は、福島第一原子力発電所事故の影響により平成 23 年に大きく減少し、その後も以前の水準には戻っていません。



本県で養魚生産に用いる養魚用水は、アユ養殖では地下水が、マス類では河川水や湧水を中心に使われており、地下水の揚水コスト、河川水の濁水や高水温が経営上の問題の一つとなっています。また、アユの冷水病や異型細胞性鰓病、マス類の伝染性造血器壊死症（IHN）など死亡率の高い魚病の頻発に伴う生産効率の低下などによって生産コストが増大しており、生産コストの低減と高付加価値化による価格競争力向上が課題となっています。

② 養殖生産物の販売

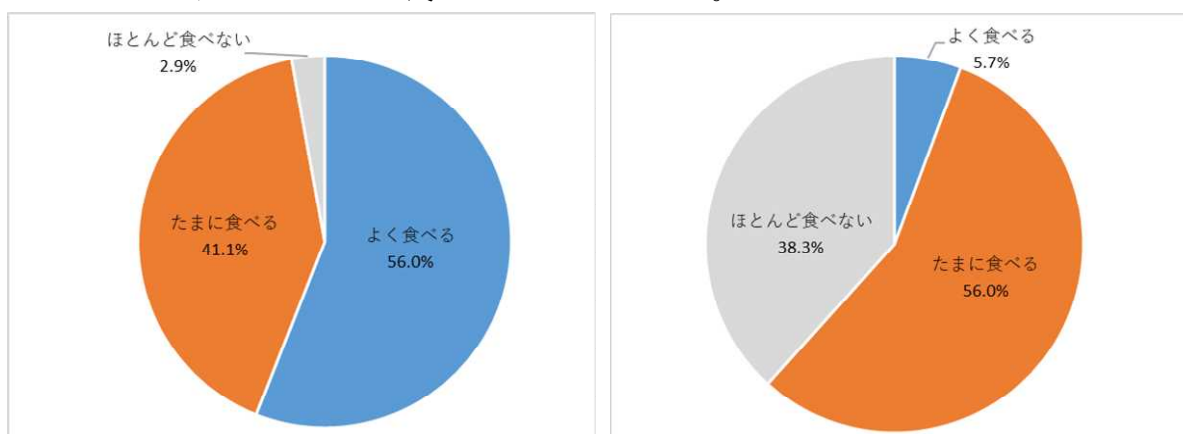
県内で生産される養殖生産物は、活魚出荷（釣り堀用・オトリ用）、鮮魚出荷（観光地や市場を出荷先とする食用）として販売されるほか、冷凍や甘露煮・塩干品などの加工品が販売されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本県への観光客数が大幅に減少した影響をまともに受ける結果となっており、観光地以外への販路拡大が課題となっています。

(3) 宇都宮市中央卸売市場における淡水魚の流通

宇都宮市中央卸売市場における淡水魚の取扱いは、ウナギ、アユが中心となっています。令和元年は、アユ（鮮魚）の取扱量は 9.5 t（うち本県産は 1.7 t）となっています。冷凍アユは 7.7 t（うち本県産は 0.03 t）を入荷しています。

(4) 消費

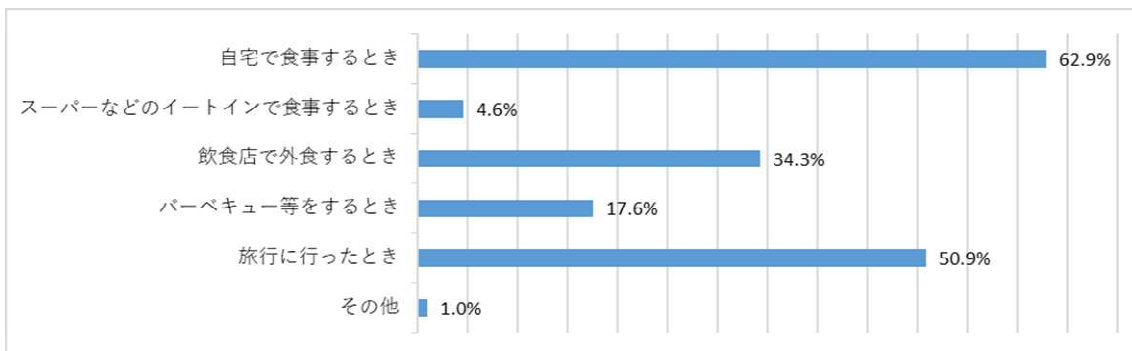
県民の魚の消費に関するアンケート調査（R2 実施）では、海魚、川魚を問わず魚を「よく食べる」は 56.0%、「ほとんど食べない」は 2.9%だったのに対し、川魚を「よく食べる」は 5.7%、「ほとんど食べない」は 38.3%と海魚に比べて川魚はあまり食べられていません。



魚（海魚・川魚を問わず）を食べる割合

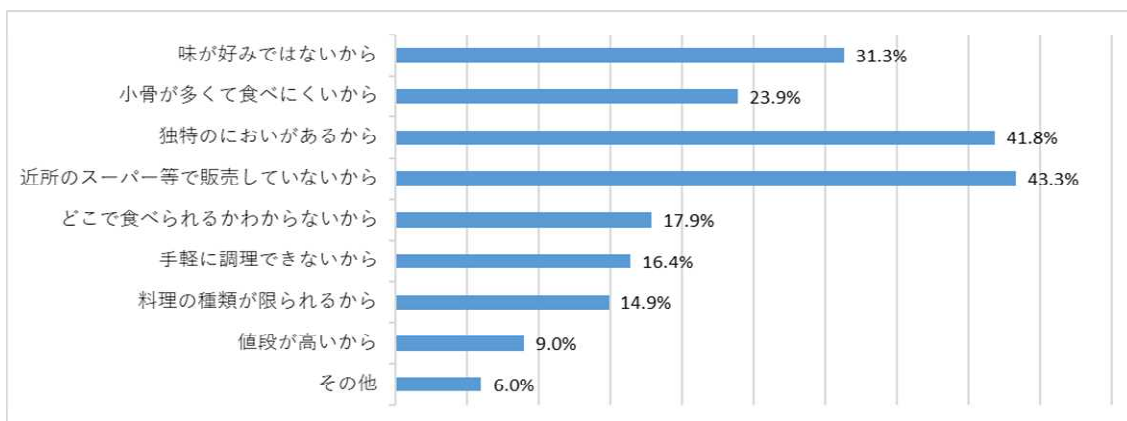
川魚を食べる割合

川魚を食べる機会は「自宅で食事するとき」が 62.9%で最も多いものの、「旅行に行ったとき」が 50.9%、「飲食店で外食するとき」が 34.3%と上位を占めており、非日常的な場面で多く食されています。



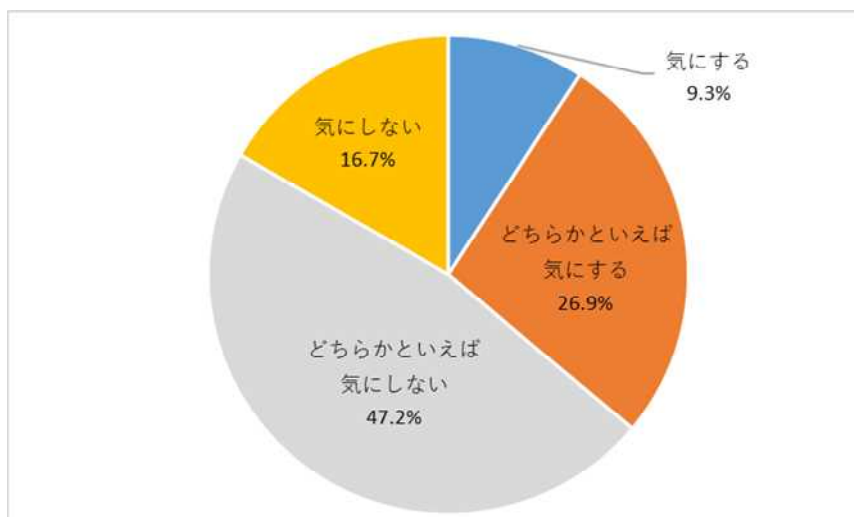
川魚を食べる機会（複数回答）

川魚をあまり食べない理由は、「近所のスーパー等で販売していないから」が 43.3%と最も多く、川魚を購入できる小売店等の確保・拡大が課題となっています。



川魚をあまり食べない理由（複数回答）

一方、「天然・養殖の違い」については、「気にしない」「どちらかといえば気にしない」が 63.9%を占め、前回調査時（H26）の 57.6%からさらに増えました。



天然・養殖の違い

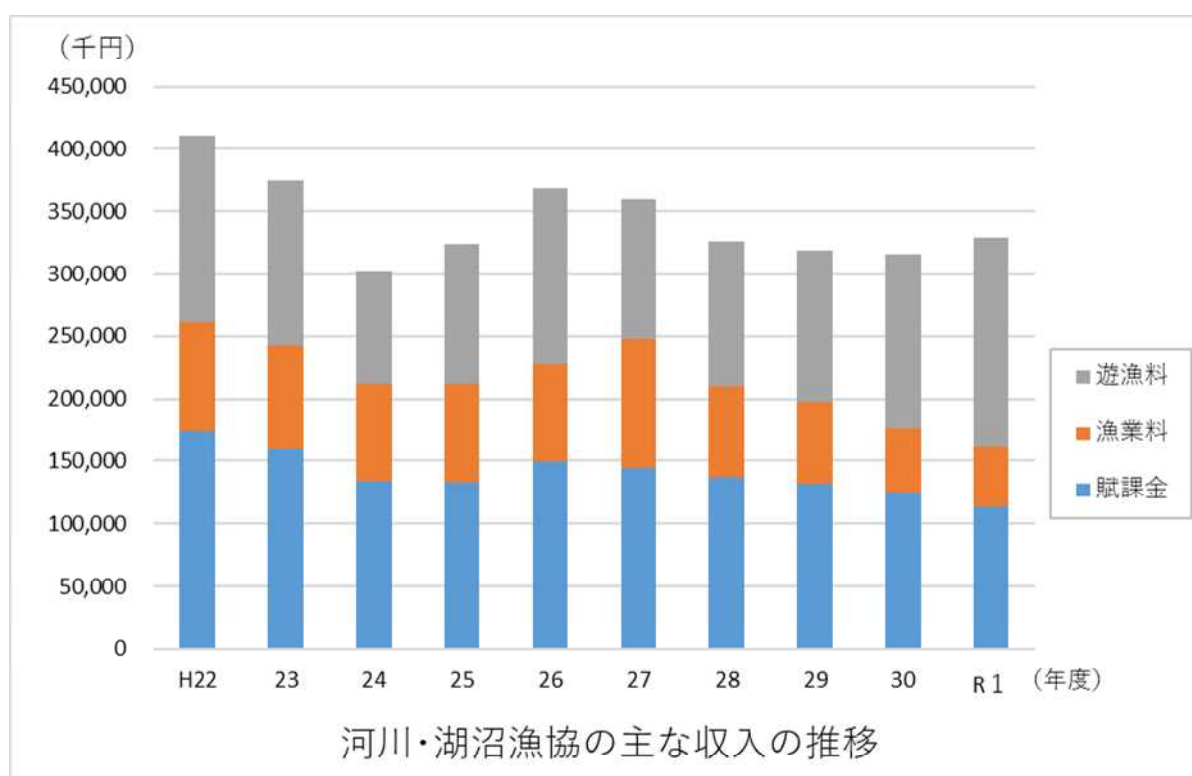
(5) 漁業団体等

① 河川・湖沼漁業協同組合

本県の河川・湖沼には、水産業協同組合法に基づき、20の漁業協同組合、漁業協同組合連合会2団体が知事により認可されています。

漁協は、増殖事業のほかに、漁場管理、組合員管理等の指導事業を行っています。また、一部の漁協では、利用事業（釣り堀）、養魚事業（養殖）、購買事業（おとりアユ販売）などを実施し、組合員の利便性向上や経営基盤強化を図っています。

漁協が行う事業に必要な経費は、主に組合員からの賦課金・漁業料収入と遊漁者からの遊漁料収入で賄われています。



これらの収入は、平成23年の原発事故以降大きく減少しています。その後も以前の水準には戻っておらず、漁業経営に深刻な影響を及ぼしています。

県漁連は、県内の漁協を対象に、経営及び技術の向上に関する指導や漁場環境の維持保全に関する事業を実施するとともに、種苗センターにおいてアユ種苗の生産供給事業を行い、本県漁業の中核的な役割を果たしています。

② 養殖経営体

本県では、養殖経営体58、業種別養殖組合1組合が養殖魚の生産・販売を行っています。経営形態は水産業協同組合、法人組織、個人経営の3形態となっています。

栃木県養殖漁業協同組合（以下「養殖漁協」という。）は、養殖経営体を会

員とする業種別組合で、マス類やアユの種苗供給、県産魚の販売促進、飼料や燃油のセーフティーネット事業の窓口を務める等、本県養殖漁業における中心的役割を果たしています。また、平成 26 年に設立された「プレミアムヤシオマス振興協議会」の事務局を務め、ブランド維持のための品質管理や販売促進を行うなど、マーケティングの取組を行っています。

③ その他の団体

県内漁業者への資金融通の円滑化を目的に設立された栃木県漁業信用基金協会は、保証実績が低迷し、今後も増える見込みが無いことから、平成 29 年 3 月に解散しました。

(6) 栃木県内水面漁業振興基金

平成 29 年 5 月に、県内漁場を活性化させるための事業を継続的に実施するための「栃木県内水面漁業振興基金」を県漁連に造成（令和 8 年度まで）しました。同基金は、県漁連や漁協などが行う水産振興のための各種事業に活用されています。

(7) 原子力災害

平成 24 年 4 月に食品中の放射性セシウムの基準値が 500Bq/kg から 100 Bq/kg に変更されたことに伴い、県内 22 漁協中 18 漁協の管内で河川に生息する魚種に対し、国からの出荷制限指示や県からの採捕自粛要請がなされました。その後、ほとんどの区域で安定的に基準値を下回るようになったため制限は順次解除されましたが、令和 3 年 3 月末現在、中禅寺湖のブラウントラウトについては、県の解禁延期要請が継続しています。

県では、県全域の河川・湖沼に生息する魚類について、国が検査対象品目として指定する魚種を中心に、また、養殖魚については、全地域の全魚種を対象に計画的にモニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表して安全性を PR しています。

養殖魚では、飼料の放射性物質に対する汚染防止管理等が徹底されていたこともあり、そのほとんどは放射性セシウムが検出限界以下でしたが、風評被害の影響を受け、消費は原発事故前の水準に回復しておらず、河川・湖沼の漁獲量や遊漁者数についても、同様に回復していないことから、風評被害に係る補償の協議が課題となっています。

(8) 栃木県内水面漁場管理委員会による漁業調整

栃木県内水面漁場管理委員会では、内水面における漁業秩序の維持と水産動植物の採捕及び増殖に関する必要な指示や漁業調整に関する知事からの諮問に対する答申等を行っています。漁協の遊漁規則の改正に対する答申では、冷水病対策として行われたアユ釣り解禁時期の早期化の実現など、公平・公正な調整の下、本県内水面漁場の振興にも貢献しています。

(9) 試験研究と技術の普及指導

県水産試験場（以下「水産試験場」という。）では、河川湖沼漁業や養殖漁業の振興及び水域生態系の保全・復元を進めるために必要な試験研究を行っています。

また、漁協や養殖生産者、一般住民などに対する技術や知識の普及指導、魚病等各種検査業務などを実施しています。

(10) 市町や関係機関との連携

魚類を地域の特産魚として定着させるためには、漁協や養殖生産者は、地元市町及び消費者等とも密接に連携・協働していくことが求められます。

(11) 情報の発信

県民の水産への理解促進を図るためには、効果的な情報発信が不可欠です。なかがわ水遊園では、毎年約 28 万人以上の入館者が訪れ、魚類などを「見る」「体験する」「味わう」ことができる施設となっています。

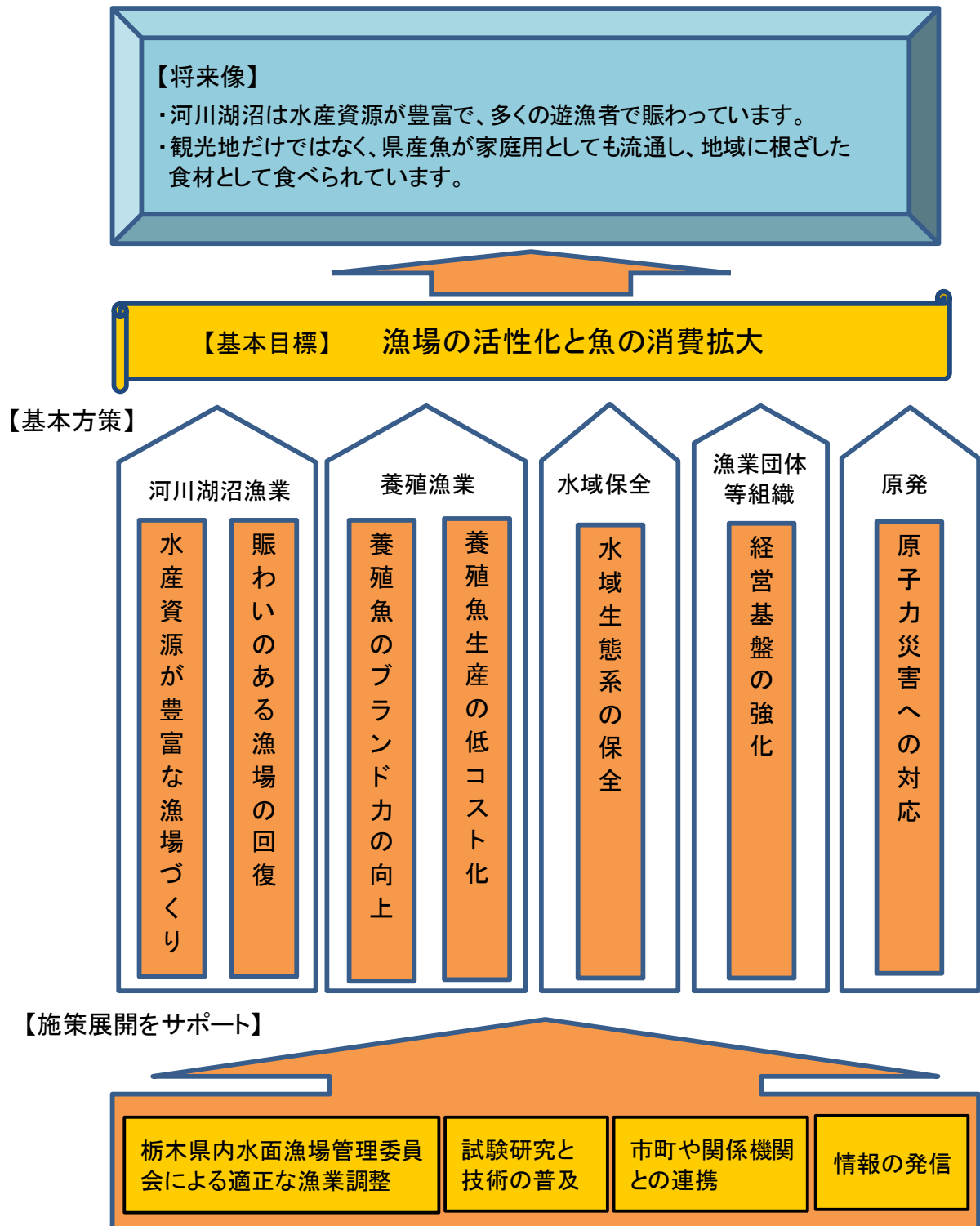


アユ釣り客で賑わう県内漁場

第3章 「栃木の水産」が目指す方向性

漁場の活性化に向けて、水産資源の増殖や漁業調整等による漁場の適正管理等により本県内水面漁業の魅力向上を図るとともに、県産水産物の興味関心を向上させ、消費拡大を図ります。

○展開のイメージ図



第4章 実現に向けた具体的な施策

1 水産資源が豊富な漁場づくり

多くの釣り人で賑わう漁場を回復するため、各漁協が行う放流事業の強化に向けた技術的支援やカワウやバス類、疾病などの被害を軽減する防疫技術の開発などに取り組みます。

成果指標	現況 (H30)	(R7)
県漁連種苗センター産種苗の放流尾数	150万尾	250万尾
カワウ対策に取り組む広域的な広がりを持つ地域協議会数	0	2
漁協が管理するカワウのコロニー数	0	1

(1) 水産資源増殖の促進

水産資源が豊富な魅力あふれる漁場づくりのためには、各漁協が行う放流事業を強化・促進することが必要です。

県は、県漁連が生産するアユ放流用種苗について、安定的な供給体制を確保するため、低コスト生産にも配慮しつつ、人工採苗技術や防疫対策等の指導を行うとともに、種苗の中間育成を行う生産者に対し、健苗育成に向けた防疫や飼育手法など、技術的な支援を行います。

また、釣りの対象魚として人気のあるヤマメやサクラマスについて資源状況の把握及び増殖技術向上を図り、県内河川中・下流域において、アユ漁期だけでなく年間を通した漁場の有効利用を進めます。

(2) カワウやコクチバス等による食害防止

県は、カワウによる食害防止のため、漁協が実施する駆除や追い払い、繁殖抑制等の取組を支援するとともに、漁協が流域やコロニー単位で広域的なカワウ対策が行えるよう、関係機関で構成する地域協議会の設立を促進し、漁協自らがコロニーを管理できるようにします。

また、コクチバス等の魚食性外来魚による水産資源の食害防止を図るため、漁協が行う駆除活動や「キャッチ&リリース禁止の周知」等、生息拡大防止に向けた啓発活動を支援するとともに、被害実態の把握や効率的な駆除方法の開発に向け、調査研究を進めます。

(3) 河川等における疾病対策

県は、アユ冷水病などの疾病被害を軽減するため、冷水病に強いアユの開発や防疫技術の開発を進めるとともに、生産現場における防疫対策の普及啓発を図ります。また、コイヘルペスウイルス病などの伝染性疾病が発生した際には、関係機関と緊密に連携し、発病魚の早期処分や注意喚起などにより

まん延防止を図ります。

(4) 漁場環境の改善と保全

県は、河川に生息する魚類に必要な生育・繁殖環境などの創出を目的として、魚類の生態に配慮した工法等の技術的な情報提供を行い、水産資源の生息・生育・繁殖環境の改善、生態系の保全に資するよう、関係部局等へ働きかけます。また、取水堰等の河川横断施設の設置に際しては、施設管理者等に対し、魚類等の移動経路の確保等の協力を働きかけます。

2 賑わいのある漁場の回復

釣りの魅力等に関する情報発信や遊漁者誘客に向けた取組を充実し、釣り人で賑わう漁場の回復を図ります。こうした取組を通し、釣りを地域振興資源として定着させます。

成果指標	現況 (H30)	(R 7)
年間延べ遊漁者数	443,989 人	463,000 人
漁業体験年間延べ参加人数	3,599 人	4,000 人

(1) 遊漁者の誘客促進

県は、漁協と共に、釣り場情報や漁場の魅力に加え、農村の魅力について、インターネット等を利用して広範に発信し、県内外からの遊漁者誘客を進めます。また、遊漁者の利便性向上のため、インターネットやスマートフォンを活用した新たな遊漁券販売システムの導入等を促進します。

また、若者や女性など釣り初心者の誘客を図るため、漁協等が行う内水面漁業振興基金などを活用したつかみ取りや釣りなどの漁業体験を始めとする多様な取組を促進し、都市住民との交流拡大を進めます。

(2) 「とちぎの魚」の魅力発信

県は、水産試験場の施設見学の受入れや各種講座への講師派遣を積極的に行うとともに、「見る」「触れる」「味わう」という栃木県なかがわ水遊園の機能を十二分に活かし、本県に生息する魚類や漁具・漁法の展示、体験イベント等を通して、「とちぎの魚」の魅力を県内外に広く発信します。

3 養殖魚のブランド力の向上と生産コストの低減

「とちぎの養殖魚」のブランド力向上を図るため、他の産地とは異なる品質等を付与するなど、養殖魚の高付加価値化に向けた取組を行います。また、安全・安心の確保、生産コストの低減等を進めます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
全雌三倍体サクラマスの認知度	1.7%	25.0%
アユ生産量	327 t	370 t
ブランドマス生産量	128 t	150 t

(1) 養殖魚の高付加価値化

県は、全雌三倍体サクラマスのブランド化に向け、名称を商標登録し、県民の認知度向上に努めます。併せて、プレミアムヤシオマスや全雌アユ、全雌三倍体サクラマスに続く、他の産地にはない特長を持つ高品質な新規ニジマス系統の開発を進めます。

(2) 安全・安心な養殖魚の供給

県は、消費者に安全・安心な養殖魚を継続して供給するため、養殖現場の巡回指導や講習会の開催を通し、魚類防疫や水産用医薬品の適正使用など、養殖衛生管理の指導を行います。

(3) 養殖経営の安定化・低コスト化

県は、飼料や燃油価格の高騰に備え、国が行う漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を促進し、養殖経営の安定化を図るとともに、養殖経営における運転資金の円滑な融通を図るため、水産振興資金預託事業による養殖生産者等への低利融資を支援します。

また、養殖生産の低コスト化に向けて、低魚粉飼料等の経済効率の検証を進めるとともに、魚病被害の軽減を図るため、疾病の迅速な診断技術を確立し、予防・治療技術の開発を進め、普及を図ります。

(4) 地域資源としての養殖魚の活用拡大

県は、農村や中山間地域の活性化を目指し、新たな地域特産品の創出を促進するため、市町、農業者等と連携し、ホンモロコ、キンブナなど地域特産魚を創出します。

また、養殖漁協及び養殖生産者が行う地域の魚食文化の魅力発信を促進するとともに、県産水産物給食推進事業により子どもたちの心の中に芽生えた県産水産物に対する興味や関心をしっかりと守り育てるためにも、スーパーマーケットなどの小売店、道の駅や農産物直売所、インターネットなどの活用による販売チャネルの拡大を進めます。

4 水域生態系の保全

水産資源が繁殖・成育している水域環境を良好な状態に保つため、水域生態系の保全に関する取組を進めます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
希少水生生物の生息地復元数	0	1

県は、農業農村整備事業の実施において、地域に生息する水生生物の生息環境を保全するとともに、それらの移動経路を確保するため生態系配慮工法の導入を促進します。

また、ミヤコタナゴやイトヨ等、里山の細流に生息する希少魚類について、地元住民や関係機関と連携し、生息地の保全・復元に向けた調査研究に積極的に取り組むとともに、地域の保全活動等に対して技術的な支援を行います。

5 漁協等の経営基盤の強化

漁協等の運営や養殖生産者の経営の安定化を図るため、時代の変化と新たなニーズに的確に対応し、魅力的な事業が企画・展開できるよう、経営基盤の強化に向けた経営指導に取り組みます。

成 果 指 標	現況 (H30)	(R 7)
常例検査実施数	8	8
I C T 先端技術を活用した取組数	7	15

(1) 漁協等の運営体制強化

県は、水産業協同組合法に基づく検査指導を適切に実施し、漁協のコンプライアンスの確保や経営基盤の強化を図ります。

また、県漁連と連携して漁協役職員の研修を充実させ、時代の変化に的確に対応できる人材の育成を図ります。

さらに、県漁連が中期経営計画を着実に実施できるよう、業務進捗や財務の状況等を随時把握し、県漁連の経営基盤強化に向けた指導を行います。

(2) 養殖生産者の経営基盤強化

県は、養殖生産者の経営基盤が強化されるよう、料理人や食品製造業者などの実需者との連携や農商工連携等を、マッチング等の方法で支援します。

(3) I C T 先端技術の活用

県は、漁協の担い手不足に対処するため、ドローン等を活用したカワウ対策の推進、スマートフォンを活用した遊漁券販売や漁場監視システムの導入など、I C T 先端技術の導入による事業活動の省力化を促進します。

6 原子力災害への対応

成 果 指 標	現況 (H30)	(R7)
放射性物質検査 (モニタリング) 実施漁協数	21	21

福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散の風評被害払拭のため、県産魚類の安全性を確認するモニタリング検査を継続するとともに、中禅寺湖においてはマス類の解禁延期要請の解除に向けた取組を進めます。

(1) 放射性物質検査 (モニタリング) の実施及び情報公開

県は、食品としての魚類の安全性の確保を図るため、天然魚及び養殖魚とともに県全域で放射性セシウムについてモニタリング検査を継続実施するとともに検査結果を速やかに公開し、「とちぎの魚」に対する消費者の信頼獲得に努めます。

(2) 中禅寺湖における解禁延期要請の早期解決

県は、中禅寺湖のマス類について、引き続きモニタリング検査を実施し、基準値を安定的に下回った魚種については、関係機関と調整し解禁延期要請の解除を検討していきます。

(3) 風評被害の払拭

モニタリング検査結果では、放射性物質は検出されなくなっていますが、漁獲量等は原発事故以前の水準には戻っておらず、原発事故による風評被害は依然残っています。このため、県は、県漁連と連携して、風評被害が払拭されるよう情報発信を行います。

第5章 施策の展開に当たって

1 栃木県内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整

漁業調整の実施に当たっては、漁業法に基づき、知事は栃木県内水面漁場管理委員会の意見を聞き、公平・公正な調整を図ります。

2 試験研究の推進と技術の普及

県は、栃木県農業試験研究推進計画に基づき、本県水産業の活性化に向けた試験研究を積極的に推進します。

また、漁業団体や養殖生産者、地域住民等に対し、速やかに知識や技術を普及します。

さらに、広範な情報収集や技術水準の向上に努め、関係機関・団体からの指導・協力要請に的確に対応します。

3 市町や関係機関との連携

漁協等関係団体との連携に加え、市町、関係機関及び消費者等との連携をこれまで以上に強化して消費を拡大し、地域の特徴に応じた「栃木の水産」を振興します。

4 情報の発信

県ホームページやなかがわ水遊園の情報発信機能などを活用し、積極的かつタイムリーに情報を発信します。